

定 款



定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アジア航測株式会社と称し、英文では、Asia Air Survey Co., Ltd.と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 航空機、人工衛星、車両等による写真撮影、観測および計測ならびに地理空間情報の取得、解析、活用および販売
- (2) 測量
- (3) 環境、防災、地質、森林、海洋、大気、水産、地域情報および資源に関する調査、設計ならびにそれらに付帯する工事の請負
- (4) 土木・建築に関する計画、設計、監理および施工管理
- (5) 再生可能エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
- (6) 情報処理サービスおよびそれに付帯するデータベースの作成、販売ならびにソフトウェアの開発販売
- (7) 前各号に関するコンサルティング業務
- (8) 測量、調査、設計、情報処理およびそれらに付帯する工事に使用される機械、部品、設備ならびに材料の製造、リースならびに販売
- (9) 移動通信サービスおよびそれに付帯する機器のリースならびに販売
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 不動産鑑定業
- (12) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規定)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集する。臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権ある株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定める。
3. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第22条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長を定めた場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に事故あるときは、この限りではない。
3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において

決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規定）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規定）

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

（事業年度）

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第37条 当会社は、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。

（配当金の除斥期間等）

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払の配当金には利息を付さない。

付 則

1. 本定款の変更は、株主総会の決議によるものとする。
2. 本定款は2015年12月17日より施行し、従来の規定を廃止する。
3. 本定款は2021年12月15日より施行し、従来の規定を廃止する。